

## 岐阜県空き家総合整備事業費補助金交付要綱

### (総則)

第1条 県は、空き家の利活用及び適切な管理の促進を図るため、市町村（以下「補助事業者」という。）が空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第7条第1項に規定する空家等対策計画において対象とする地区で行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率、基準額並びに補助金の額は、別表のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第3条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別途通知する。

### (補助金の交付の条件)

第4条 この補助金の交付の決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助金の交付の決定後に補助金の額の変更（補助金の額の50パーセント未満を減額する場合を除く。）が生じる補助対象事業の内容又は補助対象経費の変更をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (3) 補助金を交付する場合にあっては、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金を交付しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。イにおいて「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）

エ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等

オ 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等

キ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

2 前項第1号及び第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前項第1号の承認 事業内容等変更承認申請書（別記第2号様式）
- (2) 前項第2号の承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第3号様式）

（申請の取下げ）

第5条 規則第8条第1項に規定する補助金の交付の申請の取下げができる期間の終期は、補助金の交付の決定の日から15日を経過する日とする。

（実績報告）

第6条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から30日を経過する日又は当該補助対象事業に係る交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに完了実績報告書（別記第4号様式）を提出しなければならない。

2 前項の場合において、事業の一部がやむを得ない理由により交付の決定のあった日の属する年度内に完了しないときは、当該年度に完了する部分に係る完了実績報告書を作成し、知事に提出するものとする。

3 完了実績報告書には、別記第4号様式において定める書類を添付しなければならない。

（履行確認）

第7条 知事は、実績報告書の提出を受けたときは、速やかに履行の確認を行う。

2 前項の場合において、実績報告書により履行の確認ができないときは、必要に応じ、現地確認又は聴取により履行確認を行うことができる。

3 現地確認を行うときは、あらかじめ、補助事業者に対して確認の日時及び場所、確認を行う者の職氏名その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急に確認を行う必要があるときは、この限りでない。

（補助金の交付時期等）

第8条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

(額の再確定)

第9条 補助事業者は、規則第14条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、返還金その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し完了実績変更報告書(別記第5号様式)を提出しなければならない。

2 知事は、前項の完了実績変更報告書の提出を受けた場合は、規則第14条の規定に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 知事は、前項の規定により補助金の額の再確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(指示等)

第10条 知事は、補助事業者に対し、補助対象事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(書類、帳簿等の保存期間)

第11条 規則第22条の知事の定める期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後10年間とする。

(書類の提出部数等)

第12条 この要綱により提出すべき書類の部数は、1通とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項については、別途知事が定める。

附 則

この要綱は、平成30年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則(平成31年4月19日住第74号改正)

1 この要綱は、平成31年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 平成31年度分の予算に係る補助金における第1条の規定の適用については、同条中「市町村(以下「補助事業者」という。)が空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第6条第1項に規定する空家等対策計画において対象とする地区で行う事業」とあるのは、「市町村(以下「補助事業者」という。)が行う事業」とする。

附 則(令和3年3月26日住第590号改正)

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則(令和4年3月31日住第627号改正)

この要綱は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則(令和5年12月13日住第421号改正)

この要綱は、令和5年12月13日から適用する。

附 則(令和7年1月10日住第533号改正)

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

附 則(令和8年2月13日住第614号改正)

この要綱は、令和8年2月13日から適用する。

別表（第2条関係）

事業区分	補助対象事業	補助対象経費	補助率	基準額	補助金の額
空き家の利活用	<p>空き家（補助事業者が認めた空き家のうち、戸建て又は長屋建てのものをいう。以下同じ。）の利活用を目的として実施する次の事業</p> <p>1 県内の空き家の所有者等に対し、空き家の改修費用を補助する事業</p> <p>2 県内の空き家を取得しようとする者に対し、当該空き家の取得費用を補助する事業</p> <p>ただし、耐震性報告書若しくは耐震化実施・計画書又は同程度の内容の記載のある書類のいずれかが提出された空き家に限る。</p>	補助対象事業において補助事業者が交付した補助金の額	<p>3分の1以内</p> <p>県の定める移住者等※1を対象に、市町村制度の拡充※2をする場合 又は 市町村制度を創設※3し、県の定める移住者等※1を対象とする場合</p> <p>2分の1以内</p>	1,000千円に補助事業者が交付した補助金の件数を乗じて得た額	補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と基準額とを比較して小さい方の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）

事業区分	補助対象事業	補助対象経費	補助率	基準額	補助金の額	
空き家の 状況調査	空き家の所有者又は空き家を取得しようとする者が、空き家の状況を把握することを目的として行う既存住宅状況調査（平成29年国土交通省告示第82号に規定する「既存住宅状況調査方法基準」に基づく調査をいう。以下同じ。）及び当該調査の一環として行う調査の費用を補助する事業	補助対象事業において補助事業者が交付した補助金の額	3分の1以内	/		補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）
	既存住宅状況調査及び当該調査の一環として行う調査	補助対象事業に係る経費				
空き家の 情報発信 強化	空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（平成27年2月26日付け総務省・国土交通省告示第1号）二2（4）、（5）又は（7）に基づき行う所有者等による空家等の適切な管理の促進のための情報提供及び相談体制を強化する事業	補助対象事業に係る経費（50千円を超える物品の購入費、補助事業者の人件費及び補助事業者の収入となる経費を除く。）	3分の1以内	500千円	補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と基準額とを比較して小さい方の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）	

※1 「移住者等」

次のいずれかに該当する者をいう。ただし、該当することの確認については、市町村がその要綱等により定める方法により行うこととする。

- ・移住者…市町村への補助金の交付申請時点から遡って1年以内又は市町村の補助対象事業の完了の日までに岐阜県内へ転入する者

- ・多子世帯…18歳未満の子（市町村への補助金の交付申請時点で胎児である子を含む。）を3人以上養育する世帯
- ・新婚世帯…市町村が定める方法において、市町村への補助金の交付申請時点から遡って2年以内の新婚であることを確認できる世帯

※2 「市町村補助制度の拡充」

平成31年3月31日（以下「基準日」という。）時点において、補助対象事業（以下「市町村制度」という。）を実施していた市町村が、基準日後に次のとおり基準日と比較して補助限度額を増額すること（市町村制度の補助率を引き下げた場合を除く。）をいう。

- ・基準日時点の市町村制度の補助限度額が1,000千円以下の場合…2倍以上に増額すること。
- ・基準日時点の市町村制度の補助限度額が1,000千円超の場合…1,000千円以上を上乗せすること。

※3 「市町村制度の創設」

基準日時点において、市町村制度の無い市町村が、基準日後に市町村制度を創設することをいう。